

尾道市瀬戸田町一般廃棄物（可燃物等）収集運搬業務に関する質問に対する回答

回答日:

令和6年11月1日

| 質問番号 | 質問事項 | 質問内容 | 回答（案） |
|------|---|---|--|
| 1 | 要領P3 9参加方法（2）ク 広島県 税の納税証明書について | 納税証明書は、どの税目を提出したらよろしいでしょうか。 また、年度は1年間でよろしいでしょうか。 | 「未納がないことの証明（全税目）」（参加表明書等の提出期限日前3か月以内に発行されたもの）を提出してください。 |
| 2 | 前回の落札価格について | 同左 | 公募型プロポーザルの実施は今回が初めてです。 （参考）令和5年度契約時の委託金額は27,267,000円/年 （税込み） |
| 3 | 北部・南部でのごみの重量の違いについて | ルート作成の参考にしますので、北部南部でのごみの重量の違いについて教えてください。 | 北部と南部のごみの重量比は次のとおりです。 （令和5年度実績） 可燃 北:南=50.8 : 49.2 容器梱包プラスチック 北:南=45.2 : 54.8 古紙 北:南=47.0 : 53.0 ペットボトル 北:南=47.1 : 52.9 |
| 4 | 尾道市瀬戸田町一般廃棄物（可燃物等）収集運搬業務委託仕様書P3 ページ5 機材等について | 塵芥収集車の車両審査について令和7年2月28日までに市の車両審査を受けることとありますが、車両の納期の関係上、3月中にも再度審査を受ける機会はあるでしょうか。 | 仕様書5(1)のとおり、令和7年2月28日までに市の車両検査を受けていただきます。その後、車両の更新を行う場合にはその都度検査を行うことは可能です。 |
| 5 | 尾道市瀬戸田町一般廃棄物（可燃物等）収集運搬業務委託仕様書 P3 ページ7 収集作業について | ①容器包装プラスチック②ペットボトル③古紙類の各廃棄物・有価物種別の収集運搬車両の区分を教えてください。 □収集運搬車両種別：機械式ごみ収集車（パッカー車は物理的に圧縮して積載する車両） □ダンプ車両 | 現行の車両の運用については、次のとおりです。 ①容器梱包プラスチック 2tパッカー車 ②ペットボトル 2tパッカー車 ③古紙 ・新聞 2tダンプ車 ・雑誌・ダンボール 2tパッカー車 |

| 質問番号 | 質問事項 | 質問内容 | 回答(案) |
|------|--|--|--|
| 6 | 尾道市瀬戸田町一般廃棄物(可燃物等)収集運搬業務委託仕様書 P6 ページ 19 その他(3)について | 受注者は現に従事している南部清掃事務所の会計年度任用職員が継続勤務を希望する場合はできるだけ雇用することに努めることと記載されていますが、現段階で何名程度希望者があり、またその方の業務内容(運転手のみ・収集運搬作業のみ・両方可能)を教えてください。 | 希望者は4名です。内3名は運転・作業両方可能で、フルタイムを希望しています。他1名は作業のみ可で、週2,3日程度の勤務を希望しています。 |
| 7 | 尾道市瀬戸田町一般廃棄物(可燃物等)収集運搬業務委託仕様書別紙2について | 市民からの直接持込分(名荷埋立処分場へ)の収集運搬頻度はどの程度考慮すればよろしいでしょうか。 | 市民からの直接持込分は、収集品目(新聞、雑誌等を除く)・ごみの持ち込み量の多寡に関わらず、毎日1回搬出してください。 |
| 8 | 尾道市瀬戸田町一般廃棄物(可燃物等)収集運搬業務委託に関する公募型プロポーサル実施要領 P5(2) 契約保証金について | 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、尾道市契約規則の免除規定に該当するときはこの限りではないと記載されていますが、本案件は契約保証金か履行保証保険で補償する趣旨の認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 9 | 尾道市瀬戸田町一般廃棄物(可燃物等)収集運搬業務委託に関する公募型プロポーサル実施要領 P4.11 (6) その他について | 提案書の副本へは参加者を特定できる名称・ロゴマークは記載しないこととありますが、様式11の業務提案書の事業者名欄に副本には名称やロゴを削除することの認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 10 | 尾道市瀬戸田町一般廃棄物(可燃物等)収集運搬業務委託に関する公募型プロポーサル実施要領 P4 ページ 11.(1)ウ事業所及び駐車場予定調書(様式12)について | 敷地又は建物が借用の場合は、契約書又は承諾書の写しを添付とありますが、業務提案書提出時には、添付する契約書は仮契約書でよろしいでしょうか。 | 敷地等を借用予定の場合は、仮契約書の写しでも可とします。 |

| 質問番号 | 質問事項 | 質問内容 | 回答(案) |
|------|---|---|---|
| 11 | 様式 15 の見積書 (参考様式-2) のフォーマットについて | 見積内訳書で人件費、福利厚生費、車両経費で (1) (2) (3) の項目は非課税項目にあたり、合計 (税抜) × 消費税及び地方消費税 10% で税込金額となっていますが、見積内訳作成上どのように考えて作成するのでしょうか。 | 本件委託業務は、消費税法第2条第1項第12号の「役務の提供」に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって積算した業務経費全体に消費税相当額 (10%) を計上することとなります。※ただし消費税込みとなっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意願います。 |
| 12 | 尾道市瀬戸田町一般廃棄物 (可燃物等) 収集運搬業務委託仕様書P3の5機材等及び公募型プロポーザル実施要領様式集P14様式11の (2) について | 現在、瀬戸田回収で使用されている塵芥車、人員は、委託後どのようになりますか。例えば、市の車両をお借りすることは可能でしょうか | 市の車両を貸し出すことは考えていません。 また、現に従事している職員については、仕様書P6の19 (2) のとおりです。 質問番号6の回答を参考にしてください。 |
| 13 | 収集作業について | 【仕様書1,2ページ 4 業務内容(2)(4), 3ページ 7 収集作業(1)より】 ・現在の各曜日の車両と人員配置について詳しく教えてください。 | 車両・人員配置につきましては、各事業者が提案する部分になりますので、回答は差し控させていただきます。 |
| 14 | 収集作業について | ・現状の収集スタート時間の変更は可能でしょうか。 | 不可です。 |
| 15 | 車両について | 【仕様書3ページ 5 機材等(2)より】 ・現状、下取車があるのでしょうか。 (パッカー車、ダンプ車何台等) 下取車がある場合、下取価格はそれぞれいくらでしょうか。(走行距離、架装メーカー、年式等) | 現状、下取車はありません。 |

| 質問番号 | 質問事項 | 質問内容 | 回答(案) |
|------|--------|---|--|
| 16 | 雇用について | <p>【仕様書6ページ 19 その他(2)より】</p> <p>・継続勤務を希望する方を雇用する場合、年間の人件費はどれぐらいを想定しておけばよろしいでしょうか。</p> | <p>現行職員（フルタイム）1人当たりの人件費については、次のとおりです。</p> <p>時給 1,290円</p> <p>勤務時間 1日 7時間45分</p> <p>賞与 4.5月（6月 2.25月、12月 2.25月）</p> <p>特殊現場作業手当 1日につき500円</p> <p>交通費 日額で支給 月21日が上限 （距離に応じて上限55,000円）</p> <p>その他 社会保険、諸手当</p> |